

第2回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成26年6月25日(水)15:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 審査事項

- ① 市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査について【資料1, 2】

(2) 協議事項

- ① 先進的活動団体との勉強会について【資料3】

(3) その他

- ① 次回日程 月 日 ()

4 閉 会



第2回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H26.6.25(水)】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成26年度活動計画
	平成26年度 鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門(行政提案型事業)】公開面接審査会 次第
資料1	平成26年度 鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門(行政提案型事業)】審査会資料
資料2	平成26年度 鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門(行政提案型事業)】審査会資料 別冊(参考資料)
資料3	先進的活動団体との勉強会について
参考資料1	平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮称)」について

平成 26 年度の活動計画

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4 / 3 0	今年度の市民自治推進委員会の活動計画について 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて（内容等審議）
2回	6 / 2 5	市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請 団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） 先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	7 ~ 8月	先進的活動団体との勉強会の実施 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	9 ~ 1 0月	市民活動表彰被表彰者の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	1月	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	今年度の活動の総括 任期中の総括 委員会意見書の策定 来年度活動方針、計画等の検討

鳥取市市民自治推進委員会 委員候補者名簿

【H25.4.1～H27.3.31】

区分		氏 名	所 属 等
学識経験のある者 (2人)	新任	サトウ 佐藤 マサシ 匡	鳥取大学地域学部講師
	再任	ウエダ 上田 マサトシ 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	新任	ワタナベ 渡邊 カンジ ロー 勘治郎	鳥取市自治連合会会長
	再任	フクシマ 福島 タケオ 猛夫	鳥取県日台親善協会所属、鳥取県モンゴル中央県親善協会所属
	新任	ササキ 佐々木 チホ子	鳥取市連合婦人会
	新任	オカムラ 岡村 ユ タカ 優隆	前鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4人)	再任	シバヤ 四宮 ユウイチ 佑一	行徳地区まちづくり代議員会会長
	再任	イケイ 池井 テルオ 輝夫	社会福祉法人敬仁会理事、県民による第九公演実行委員会理事 他
	再任	サカモト 坂本 エツコ 悦子	あゆみ工房 職業指導員
	新任	タカツカ 高塚 ユミコ 由美子	岩倉地区社会福祉協議会理事、鳥取県モンゴル中央県親善協会事務局次長

平成26年度

市民まちづくり提案事業 を募集します！

〈応募期間〉

平成26年5月1日（木）～5月31日（土）

鳥取市の抱える行政課題の解決をめざして、ボランティア団体、NPO法人、まちづくり協議会など市民活動団体のみなさんが、鳥取市と協働で行っていただける事業を募集します。

♪以下の行政課題（テーマ）を解決する事業を募集します♪

テーマ1：「新たな文化的魅力創出につながる事業」

目的

中心市街地の多様な地域資源を活用し、新たな魅力を発信することにより、交流人口の増加、文化の振興を図る。

主管部局

都市整備部中心市街地整備課（TEL）0857-20-3278

テーマ2：「自然を中心とした地域資源を活かしたまちづくりの推進につながる事業」

目的

殿ダム及び周辺広場を、地域の魅力づくり、情報発信、地域活動などの拠点とするとともに、併せて周辺のジオスポットなどの資源も積極的に活用することにより、地域住民はもとより、市民をはじめ多くの来場者の憩いのスペース及び交流の場として、集える空間づくりをめざす。

主管部局

国府町総合支所地域振興課（TEL）0857-39-0555

お問い合わせ・書類提出先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地（市役所本庁舎3階）

鳥取市企画推進部協働推進課

電話：（0857）20-3182 FAX：（0857）21-1594

Eメール：kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

1 この事業は・・・(事業の目的)

市民まちづくり提案事業は、市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性を活かした「まちづくり事業」の提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組むことで、地域の課題解決やまちの活性化につなげていくことを目的としています。

また、この事業を通じて市民活動団体が、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めながら、市民活動団体と市とのよりよい協働によるまちづくりを推進していきます。

2 提案できる団体

市内に住所を置く又は主に市内で活動しており、提案する事業を主体的に行っていただけの市民活動団体(※)です。

(※) 市民活動団体とは

この制度における市民活動団体は、以下のいずれかの分野で活動し、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする団体で、ボランティア団体、NPO 法人、自治会、まちづくり協議会などが考えられます。

※提案できない団体

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③公職選挙法第3条に規定する公職にある者(当該候補者になろうとする者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- ④暴力団員または暴力団やその構成員の統制下にある団体

3 提案できる事業

市が設定した表紙の行政課題(テーマ)の解決を目的として、平成26年度に実施・完了し、市と協働することにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。

※提案できない事業

- ①政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ②平成26年度において国又は地方公共団体による財政的な補助を受けている事業
- ③事業効果が特定の個人・団体又は地区住民のみに帰属する事業
- ④施設等の整備、または設備や備品の整備を主たる目的とする事業

4 提出書類と提出方法

事前に各テーマの担当課と事業内容を協議していただいた上で、次の書類を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①市民まちづくり提案事業実施計画書
- ②団体の会則、規約等、及び会員名簿(会則等がない場合は別途ご相談ください)
- ③その他これまでの活動実績のわかる資料

書類は表紙のお問合せ・書類提出先までご持参いただくか、郵送してください。

5 助成金の算出について

提案事業に対する助成金は、以下の助成金額や助成対象経費に基づいて算出します。

① 助成金額

助成率	上限額
助成対象経費の10分の10以内	40万円

② 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、提案事業の実施に直接要する次の経費です。

費目	対象となる経費の例
人件費	・アルバイトなど臨時スタッフの経費 ※補助の対象となる単価の上限は、1時間当たり855円とします。 ※対象経費の10%以内
謝礼金	・講師、活動指導者への謝礼 ・調査・研究に対する報酬
旅費	・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ・提案者(又はその構成員)が要請に応じて出向く際の交通費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください。 ※宿泊費は1泊 9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合は km あたり16円を上限とします。 ※上限額を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。
消耗品費	・事務用品、書籍等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費 ※1点1万円未満のものに限る
印刷製本費	・チラシ・ポスターの印刷代 ・写真の現像代
通信運搬費	・切手代、郵送料、宅配費用 ※提案者(又はその構成員)に対する運搬費はガソリン代等の実費を上限とします。(距離(キロ)×燃料時価÷燃費(10km/ℓ))
保険料	・イベント保険、ボランティア保険等の保険料
委託料	・通訳・翻訳・原稿料 ・クリーニング代
使用料・賃借料	・会場・施設の使用料 ・車両・機械レンタル料

③ 助成対象とならない経費

次のような経費は対象となりません。ただし、事業全体を明らかにしていただく必要があるため、収支予算(様式2号)には、事業にかかる経費をすべて記載してください。

- ・飲食費
- ・会員に対する謝礼金、委託費、使用料・賃借料
- ・団体の経常的な運営に関する経費(事務所の光熱水費など)
- ・参加者への金品の補助、及び景品、記念品などの購入経費

※対象経費は領収書等により確認できることが必要となりますので、事業終了後、実績報告書と領収書等の写しを提出していただきます。

6 審査・選考方法

(1) 提案事業の審査会

提案内容の審査は、鳥取市市民自治推進委員会(※)が行います。

提案団体は、審査会において事業内容のプレゼンテーションと市民自治推進委員会からの質問に答えていただきます。審査会の日程は、別途お知らせします。

鳥取市市民自治推進委員会は審査結果に基づき、市民まちづくり提案事業として助成金を交付する候補事業を市長に推薦します。

※鳥取市市民自治推進委員会

学識経験者、市民活動関係者、一般公募市民等で構成され、鳥取市の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進について調査・審議し、答申を行う市長の諮問委員会

★審査のポイント ～主に次の点を審査します～

項目	内容
公共性	社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか。
実現性	協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか。
効果性	事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか。
協働性	協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか。
費用の妥当性	実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か。

(2) 助成金交付決定

鳥取市市民自治推進委員会による審査の結果を基に、市長は助成金を交付する事業及び交付額を決定し、その結果を市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により提案団体に通知します。

7 事業のながれ

時期	項目	説明
5月	提案事業のテーマの発表	この募集要項により、事業のご提案を募集します。
	担当課との協議	担当部署と協議したうえで、書類を作成いただきます。
	書類の提出	詳細は「4提出書類と提出方法」をご覧ください。
6月	審査会	詳細は、「6審査・選考方法」をご覧ください。
	提案事業の採否決定	
事業実施		事業内容は原則として変更できませんので、事前にご相談ください。
事業 終了後	事業実施報告	事業報告書、写真、事業に係る領収書等をご提出いただきます。
	助成金の請求・交付	概算払を受けることもできます。
H26	事業報告会	提案団体のご協力をお願いすることがあります。

★提出していただいた書類は個人情報を除き、情報公開の対象となります。

★事業実績を市のホームページなどで広く情報公開していきます。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（以下「本助成金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体をいう。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業
- (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業
- (3) 行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの
- (4) 男女共同参画による地域活性化提案型モデル事業 地域の人材育成に関わる事業であって、次のいずれにも当てはまる

ア 地域における男女共同参画推進リーダーの育成

イ 地域における男女共同参画推進リーダーへの支援・協力体制の構築

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。

(助成金交付対象者)

第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者としなないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者
- (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。
- (5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に本助成金の交付を受けているとき。
- (6) 前条第1項第2号又は同項第4号に該当する事業を実施する者が、本助成金の交付を通算して3回受けているとき。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

（助成金の算定等）

第7条 助成金の額は、別表に定めるところにより、助成対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）又は限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該事業について民間団体等の助成金の交付を受け、本助成金の額との合計が助成対象経費を超えるときは、その超える額を本助成金の額から減じるものとする。

（交付申請）

第8条 本助成金の交付申請は、規則第4条に定める申請書に別表に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（審査）

第9条 市長は、本助成金の交付の適否及び本助成金の額の審査にあたっては、別表に掲げるとおり行うものとする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本助成金の増額
- (2) 本助成金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第12条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 本助成金の実績報告は、規則第12条に定める報告書に別表に定める書類を添付して行わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行し、改正後の鳥取市まちづくり提案事業助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱 別表（第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条関係）

区分		助成金交付対象者	助成対象経費	補助率	限度額	申請書に添付する書類	審査	実績報告に添付する書類
市民活動促進部門	創造的な市民活動事業	市民活動拠点アクティブとっとりに登録する市民活動団体	次に掲げる経費。ただし、当該市民活動団体の構成員に対するものは除く。 (1) 報償費（講師・専門家への謝礼等、調査研究等に係る報償費等） (2) 旅費（講師・専門家等の交通費、通行料金、宿泊費等） (3) 需用費（機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費等） (4) 役務費（通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等） (5) 使用料及び賃借料（会場使用料、車輛・機械等の賃借料等） (6) その他、市長が必要と認める経費（事前に協議し了承を得ること。）	10分の10	10万円	鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書(様式第1号)	鳥取市まちづくり提案事業に係る業務の一部を委託する社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が設置する審査会の意見を聴くものとする。	鳥取市市民まちづくり提案事業実績報告書(様式第4号)
	公益的な自主事業			5分の4	20万円			

区分		助成金交付対象者	助成対象経費	補助率	限度額	申請書に添付する書類	審査	報告書に添付する書類
協働事業部門	男女共同参画による地域活性化提案型モデル事業	地域で男女共同参画を推進しようとする団体（女性団体、まちづくり協議会等）	次に掲げる経費。ただし、第4号から第8号までに掲げる経費については、当該団体の構成員に対するものは除く。 (1) 旅費 ア 講師・専門家等の交通費、通行料金、宿泊費等 イ 当該団体の構成員が市の認める研修会へ参加するための交通費、宿泊費等（事前に協議し了解を得ること。） (2) 使用料及び賃借料（会場使用料、車両等の賃借料） (3) 研修参加料等（当該団体の構成員が参加するセミナー等の参加料（事前に協議し了解を得ること。）） (4) 報償費（講師・専門家等への謝礼等） (5) 需用費（機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費等） (6) 役務費（通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等） (7) 食糧費（講師・専門家等への昼食代・お茶代等） (8) その他市長が特に必要と認める経費（事前に協議し了解を得ること。）	10分の10	10万円	鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書(様式第3号)	人権推進課男女共同参画室が設ける審査委員会に諮るものとする。	鳥取市市民まちづくり提案事業実績報告書（様式第6号）

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
協働事業部門（行政提案型事業）

審 査 基 準

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に定める協働事業部門（行政提案型事業）について、要綱第9条の規定に基づく審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

1 助成対象者

助成対象者は、鳥取市自治基本条例第2条第1項に定める市民及び鳥取市市民活動の推進に関する条例第2条第2号に定める市民活動団体をいう。

2 審査の方法

審査は次の方法によりこれを行う。

- (1) 書類審査
- (2) 面接審査

3 審査員

審査員は市民自治推進委員会委員（以下、委員という。）とする。ただし、要綱第8条に基づき申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査会には参加できないものとする。

4 審査項目

- 1．公共性（社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか）
- 2．実現性（協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか）
- 3．効果性（事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか）
- 4．協働性（協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか）
- 5．費用の妥当性（実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か）

5 採点基準

審査項目について、それぞれ5点評価（5点：大いに認められる、4点：認められる、3点：まあ認められる、2点：やや認められない、1点：認められない）とする。

6 推薦基準

過半数の委員の評価が15点以上であること。ただし、いずれかの項目において、「1点：認められない」と評価した委員が出席する委員の過半数を占める場合は協議のうえ決定する。

7 審査結果の報告

市民自治推進委員会は、審査結果に各事業に対する意見を添えて市長へ報告するものとする。

先進的活動団体との勉強会について～住民自治の推進

1. 勉強会の目的

参画と協働のまちづくりの推進に寄与するため、先進的な活動団体の活動事例を学び、鳥取市への施策提言に役立てる。

2. 候補となる団体

- (1) 市民活動団体
- (2) まちづくり協議会
- (3) 地縁組織
- (4) NPO
- (5) 地区公民館

3. 考えられるテーマ

- (1) 住民自治の活動に関すること
例：地縁組織の活動など
- (2) 市民活動団体・NPO等の活動に関すること
例：行政提案型協働事業など

4. これまでの勉強会について

平成25年度

- (1) 先進地調査・視察研修
 - ① 朝来市
 - ② 与布土地域自治協議会

平成24年度

- (1) まちづくり協議会との意見交換
 - ① いなば西郷むらづくり協議会
【主な事業内容】 ぎゃらりーあっちこっち、倉吉西郷交流事業など
 - ② ほっと大正まちづくり協議会
【主な事業内容】 安全安心な地域づくり（防災等への取り組み）など

一般財団法人 とっとり県民活動活性化センター

(鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2F)

【設立】平成26年1月23日(鳥取県と19市町村の出損による)

【目的】鳥取県民の活動を総合的に支援すること

これまで、鳥取県民が取り組んできたボランティア活動、地域づくり活動、市民文化活動等の歴史を引き継ぎながら、人口減少・少子高齢化社会の新たな変化によって生まれる地域課題の解決に向け、県民活動のさらなる活性化を目指す。

【活動方針】

- 1 県・市町村、各分野・地域の支援機関と連携したボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動の総合的な支援
- 2 県民や県民活動に取り組む団体・個人、県・市町村、企業・団体、大学などと連携・協働し、知恵や人財、資金等、様々な資源を地域社会で循環させるしくみの構築

【活動概要】

- 1 調査研究・情報収集による政策提言・情報発信活動
- 2 人材育成・組織力向上を図るための相談・研修活動
- 3 課題の共有・参加と教官による資源循環のシステムづくり
- 4 ネットワーク、連携・協働事業の推進

【活動内容】(平成26年度)

- ・鳥取県非営利公益活動広報補助金の募集
- ・ふるさとプロボノin鳥取「NPO・地域づくり団体向け説明会」開催
- ・<セミナー開催>～「高齢化社会を地域で支えるために」“2015年に予定される介護保険法の改正を見据えて”

プレ企画(平成25年度)

○出前相談会 & 意見交換会

○団体間のネットワーク形成・連携促進の支援

「NPO等ネットワーク交流会」

○社会的責任に関する交流会・報告会

「みんなで学ぶ交流セミナー」

「鳥取県における協働と地域経営における社会責任のとりくみ推進するための調査報告会」

○NPO等マネジメント能力向上を図る講座

「助成財団による助成金活用のためのセミナー」

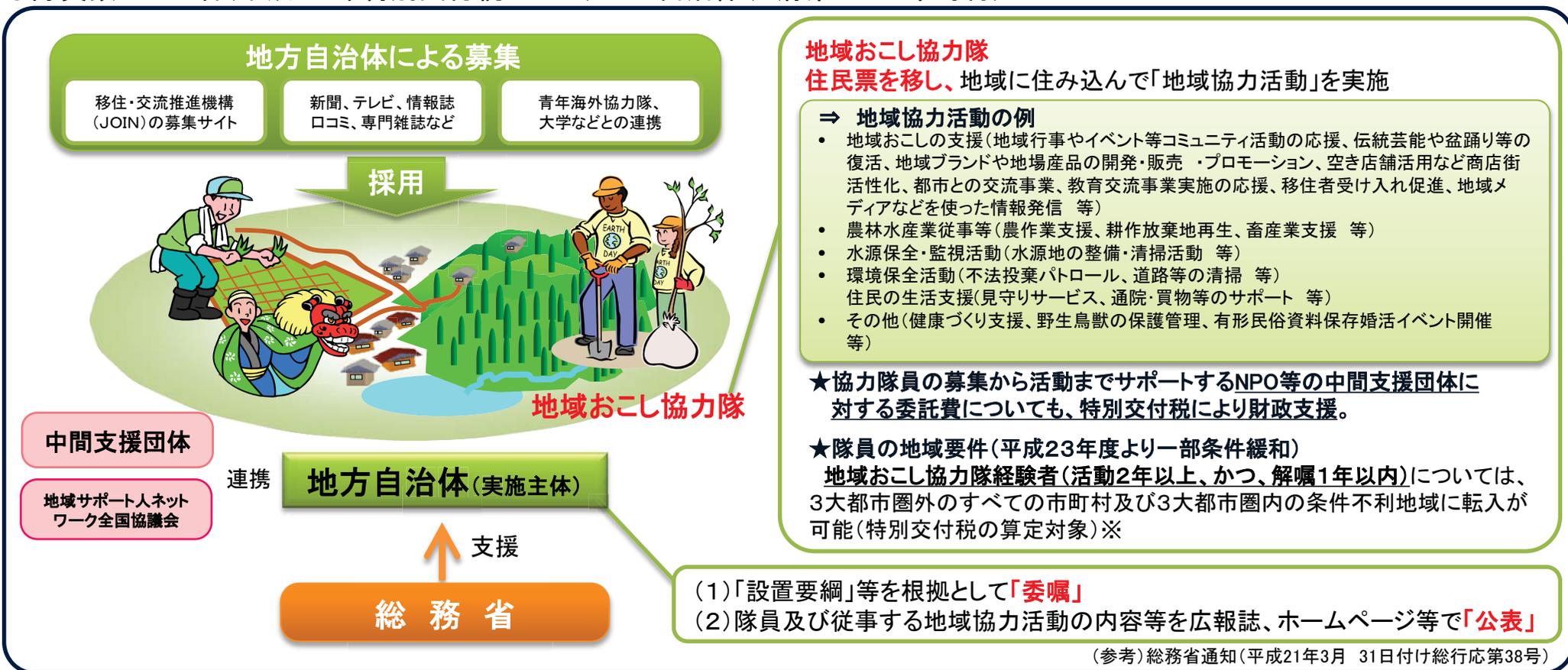
「支援センター職員による広報力アップセミナー」

「寄贈・助成プログラム説明会『XPが危ない』及び民間助成金の紹介と活用について」

「センター説明会及び民間助成金の紹介と活用について」

「地域おこし協力隊」について

- 地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献。
- 総務省による支援
 - ・財政支援(特別交付税) 隊員1人につき400万円上限(=報酬等(上限200万円)+活動費(上限200万円))、
:対象経費=隊員の「活動」に要する経費、隊員の「定住」「起業」「就農」等の支援に要する経費
自治体1団体あたり200万円上限
:募集に係る経費
 - ・その他 隊員の募集や研修、マネジメント等の面で地方自治体をサポート
- 期間 概ね1年以上最長3年 *3年を超える場合は特別交付税による支援は受けられないが活動継続は可能
- 隊員数 **617名**(平成24年特別交付税ベース)**207自治体**(**3府県**・**204市町村**)



※ 特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間(2年以上)地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることを解職状等により確認できた場合に限るものとする

地域おこし協力隊の業務概要

— 地域おこし協力隊募集概要より抜粋 —

【鳥取市佐治町】（※鳥取市は平成26年度から4名の地域おこし協力隊を受入）

【活動①】農地の耕作放棄地再生、利活用及び農産物や加工品の販売促進活動

- ・ 荒廃農地の再生、利活用の推進活動
- ・ 新しい特産品（作物）等の先駆的、試験的栽培事業の推進
- ・ 農産物直売施設「かみんぐ百彩」の支援
- ・ 特産物（梨など）の有利販売事業
- ・ 地域の各種加工グループの活動支援
- ・ イノシシ、シカなどの有害鳥獣対策
- ・ その他、農林業振興に関する活動

【活動②】手すき和紙事業の振興及び移動販売、買い物支援活動

- ・ 手すき和紙事業の後継者育成と新たな事業の創出、検討、推進
- ・ 移動販売事業、買い物代行サービス事業の拡大支援
- ・ その他、商工業振興に関する活動

【智頭町】

- ① 鳥取県伝統的建造物群保存地区に指定されている板井原集落で保存活用に関する活動
- ② 伝統林業地の智頭町において、“森女”として女性の感性やセンスを活かした活動
- ③ 智頭町の農産物の収集や販路開拓など地域の農業者の支援活動

【倉吉市】

- (1) 関金温泉の情報発信
関金温泉旅館組合ホームページ、facebook、SNS、ブログなどを活用した情報発信
旅館（4施設）の宿泊客等への情報発信
- (2) 地域活動への参画
関金つつじ温泉まつり、関金夏まつり、せきがね里見まつりなどの地域イベントや町おこしに参加
- (3) 関金温泉ランドデザイン検討会への参加
関金温泉の将来像を地域住民と一緒に策定していく検討会に参加
- (4) 関金温泉旅館組合への参加
関金温泉旅館組合及び各旅館（若女将業務）の事業に参加
- (5) 関金温泉魅力向上
関金温泉の魅力の再発見、磨き上げ、事業実施など

【若桜町】

(1) 次のような商業による地域おこし活動に従事していただきます。

- ① 元住民との共同連携による特産品のブランド化に向けた研究及び指導助言
- ② 域特性を生かした特産品の開発・製造・販売及び地元での起業活動
- ③ 桜町商工会との連携
- ④ 域活動、地域行事への参画
- ⑤ 地域情報の発信

(2) 次の場合、若桜町商工会及び若桜町から奨励金を給付します。

- ① 「チャレンジショップわかさ」に出店し、地域資源を活用して新たな若桜ブランドのアクセサリ用品等を開発・製造・販売するとともに、チャレンジショップ出店

期間終了後新たな店舗を若桜町内に開設した場合、次の奨励金を給付します。

◆若桜ブランドのアクセサリ用品開発等奨励金 100万円

ただし、3年以内に閉店又は廃業した場合は、新たな店舗の継続年数に応じて奨励金を返還していただきます。

- ② 桜町内で新たな店舗を開設した場合、若桜町から創業・開業促進奨励金交付要綱に基づき次の奨励金を給付します。

◆若桜町創業・開業促進奨励金 50万円

ただし、店舗開設から1年未満で閉店又は廃業した場合は、奨励金を返還していただきます。

【三朝町】

1 農林部門

- (1) 中山間地域の集落営農支援活動
- (2) 中山間地域の魅力発見及び情報発信活動

2 観光部門

- (1) 三朝温泉の魅力を伝えるための情報発信活動
- (2) 開湯 850 年記念事業の企画及び運営
- (3) 温泉街の再整備に向けた企画及び運営
- (4) 観光資源の発掘、観光商品の商品化及び情報発信

平成26年度 参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）について（案）

1 目的（協議済み）

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2 日時（協議済み）

平成26年11月9日（日）13：30～16：00

3 場所（協議済み）

鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘（鹿野町今市 651-1）

4 主催（協議済み）

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

5 後援（順不同） 予定（H23 参考）

鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、（公社）鳥取青年会議所、朝日新聞鳥取総局、毎日新聞鳥取支局、産経新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、新日本海新聞社、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなばぴょんぴょんネット

6 タイトル（参考案）

参画と協働のまちづくりフォーラム～次代を担う若者によるまちづくり～

7 日程

13：30	開会			
	あいさつ	実行委員長		〔10分〕
13：40	市民活動表彰	被表彰者（団体）	人（団体）	〔20分〕
14：00	アトラクション			〔20分〕
	・逢鷲太鼓			
14：20		- 休憩 -		〔10分〕
14：30	パネルディスカッション			
	「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」			〔80分〕
	パネリスト	・地域在住の若者	成瀬 望さん（鹿野） カマタニバンドさん（青谷）	
		・学生など	鳥大地域学部学生、若者会議メンバー等	
		・経済界の若者	鳥取青年会議所からの推薦者	
	コーディネーター	・有識者	鳥取大学地域学部の先生	
	オブザーバー	・鳥取市	深澤 義彦（鳥取市長）	
		<u>別紙「出演候補者リスト」参照</u>		
15：50	まとめ	池井 輝夫（鳥取市市民自治推進委員会委員長）		〔10分〕
16：00	閉会			

8 その他

市民活動表彰を受ける者(団体)などの活動状況、市民活動促進助成事業実施団体などをパネル展示する。

加工品などの物産販売を出店する。

会場に託児所を設ける。

今後のスケジュール

4月下旬～5月上旬	実行体制の決定及び具体的内容のたたき台の決定
6～7月	実行委員会の立ち上げ
7～8月	第1回実行委員会の開催(第3回市民自治推進委員会と同日)
8～9月	第2回実行委員会の開催(第4回市民自治推進委員会と同日)
11月下旬	フォーラム実施
12月頃	フォーラム検証(第5回市民自治推進委員会)

(参考) H26 イベント開催状況

日付	イベント名
10月18日(土)～19日(日)	青谷ようこそまつり
10月22日(水)	鳥取市交通安全大会
10月25日(土)～26日(日)	鹿野わったいな祭
11月1日(土)～3日(月)	全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会
11月2日(日)～3日(月)	ときめきまつり(気高町文化祭)
11月3日(月)	鳥取市木のまつり
11月29日(土)	市民活動フェスタ

平成26年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実行委員会名簿

(敬称略)

氏名	備考
池井 輝夫	市民自治推進委員会委員長
渡邊 勘治郎	市民自治推進委員会副委員長
佐藤 匡	市民自治推進委員会委員
上田 雅稔	同上
福島 猛夫	同上
佐々木 ちよ子	同上
岡村 優隆	同上
四宮 佑一	同上
坂本 悦子	同上
高塚 由美子	同上
尾崎 和也	きらり☆浜村まちづくり協議会会長
筒井 洋平	あかり本願衆 事務局
長谷川 正昭	勝部地域まちづくり協議会会長

【事務局】

協働推進課長	馬場 睦雄	気高支所地域振興課主任	田中 俊行
同課 課長補佐	岡本 幸子	鹿野支所地域振興課主幹	佃 町子
同課 主任	岡田 康子	青谷支所地域振興課主幹	松原 雅彦